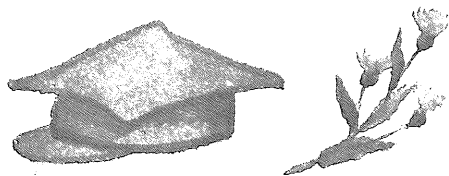


大学入試における科目指定制の公認



名古屋大学教育学部教授
佐々木 享

1966年以降の大学入試

1966(昭和41)年度の大学入試は、戦後の大学入試の歴史における一つの重要な画期となった。その指標は、①文部省自身が従来の方針を一転させて、学力検査科目の指定制を公認したこと、したがって学力検査において受験すべき科目を指定する大学が続出したこと、②大学外部の機関である能力開発研究所が実施するテスト(能研テスト)を選抜資料として活用する大学が現れたこと、などである。このうち②については前号でのべた。

学力検査科目指定制の公認

新制大学発足以来、文部省は一貫して、大学側が入学試験の学力検査科目を指定することに反対してきた(この問題をめぐる大学側、文部省、高校側の確執については、本連載第18回～21回にくわしくのべた)。ところが1966(昭和41)年度入試から、文部省はそれまでの方針を一大転換させて、学力検査科目を大学が指定することを公認し、むしろ推奨するに至った。

『昭和41年度大学入学者選抜実施要項』は、「学力検査実施科目」につき以下のように指示した。

- 国語は、現代国語、古典乙Ⅰを出題する。ただし、学部学科の必要によっては、これに古典乙Ⅱを加えることができる。
- 社会は、倫理・社会、政治・経済、日本史、世界史B、地理Bのうちから1科目または2科目を出題する。1科目とするか2科目とするかは大学が定める。
- 数学は、数学Ⅰ、数学ⅡBを出題する。ただし、学部学科の事情によっては、これに数学Ⅲを加えることができる。
- 理科は、物理B、化学B、生物、地学のうちから、1科目または2科目を出題する。1科目とするか2科目とするかは大学が定める。
- 外国語は、英語B、ドイツ語、フランス語、その他の外国語を出題し、受験者に選択解答させる。ただし、英語Bのみを出題することもさしつかえない。
- 社会および理科については、2科目以上出題して、受験者に選択解答させる方法をとってもさしつかえない。

ここにみるように、文部省は、国語、社会、数学、理科については、それぞれの教科に属す

る複数の科目の中から1または2科目を大学が選んで出題することを原則とする、と大きく方向転換した。従来のように多くの科目を出題してその中から受験者に選ばせる方式は、むしろ例外的な扱い方とされた。英語のみ出題してもよいという外国語の出題方式も、これまでの『実施要項』には見られなかったものである。

スポイルされた職業学科

この『実施要項』の改訂は、たんに、出題科目を指定してよいとただけではなかった。当時の高校で開設されていた科目は、表1にしめすようにならかなり多種であったが、そのなかには大学入試の学力検査の科目として指定されなかったものもあった。

数学には5科目あり、そのうち数学ⅡAと応用数学の2科目は出題されないことになった。同様に理科には6科目があったが、物理A、化学Aは学力検査科目から外された。社会科では世界史Aと地理Aとが、国語では古典甲が同様に外された。

等しく高校の普通教育科目でありながら、大学入試に出題される科目と出題されない科目とができたのである。各科目の単位数から推測されるように、大学入試に出題されない科目は、すべて、職業学科で開講されているものである。職業学科の生徒は、そうでなくても大学進学には不利な位置に立たされていたが、1966年度入試からはシステマチックにスポイルされることになったわけである。

世上には、職業学科には学業成績の悪い者が行くのだから、職業学科から進学するのがむづかしいのは当然と思込込している人が多い。事実経過は逆である。教育課程の構成が大学入試に決定的に不利な構造にされてしまったので、

表1 大学入試に出題される科目
・出題されない科目

教科	教科に属する科目	
	出題される科目	出題されない科目
国語	現代国語 (7) 古典乙Ⅰ (5) 古典乙Ⅱ (3)	古典甲 (2)
社会	倫理・社会 (2) 政治・経済 (2) 日本史 (3) 世界史B (4) 地理B (4)	世界史A (3) 地理A (3)
数学	数学Ⅰ (5) 数学ⅡB (5) 数学Ⅲ (5)	数学ⅡA (4) 応用数学 (6)
理科	物理B (5) 化学B (4) 生物 (4) 地学 (2)	物理A (3) 化学A (3)
外国語	英語B (15)	英語A (9)

()内は単位数

さきゆき、大学進学を望むなら職業学科ではダメだということにされてしまったのである。

文部省の毎年の『大学入学者選抜実施要項』は、その冒頭に大学入試の基本原則を掲げている。1966年度のそれは、「大学の入学者の選抜は、①公正かつ妥当な方法で、②できる限り能力のある素質のすぐれた者を選抜するよう実施するとともに、③入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする」というものであった。①②③は筆者がくわえたもので、①は公正・妥当の原則、②は能力・素質の原則、③は高校教育尊重の原則と称することができる。これら原則を、大学入試の実際面で過不足なく貫徹させることは意外に容易ではない(くわしくは、拙稿「大学入試の基本原則とは何か」『大学進学研究』No.17, 1981年6月、参照)。それにしても、1966年以降の大学入学者選抜実施要項が公然と高校の普通科と職業学科とを差別的に扱うようになったことは、高校教

育尊重の原則を乱暴に踏みにじったことを意味する、と筆者にはおもわれる。

高校学習指導要領改訂と大学入試

1966年度から大学入試の学力検査の科目構成が変わり、しかも出題科目指定制が公認されるに至ったのは、高校の教育課程の構造が変わったからであった。それは、少なくとも直接には、大学側が要求した結果ではなかった（高校教育課程の構造そのものに大学側の要求が反映していた、ということはあるが）。

元来、高校の教科・科目の名称、内容構成、水準、単位数、どの教科・科目を高校教育としての必修とするか、などの教育課程編成に関する大綱的基準は、『高等学校学習指導要領』で定められてきた。各高校は、この学習指導要領に準拠して自校のカリキュラムを編成してきた。したがって、高校学習指導要領が改訂されると、これに対応して大学入試の学力検査の教科・科目等を変える必要が生ずる。

この時期に実施されていた高校学習指導要領は1960（昭和35）年10月に全面的に改訂されたものであった。この改訂は1963年度の第1学年から学年進行で実施に移されたので、1965年度には全学年が新教育課程となった。1966年度の大学入試の学力検査科目が全面改訂されたのは、これに対応するためであった（ただし、定時制課程の全学年が新教育課程に移行するのは、全日制課程より1年おくれの1966年度である）。

1960年に改訂された高校学習指導要領は、その発表形式が従来の文部省著作物から「文部省告示」となったという点でも、高校教育史上の重要な画期をなすものであった。この発表形式の変化は、学習指導要領の教育現場に対する基準性、拘束性の強化を意味した*。

*戦後初期の『学習指導要領』は、一般編、各教科編などに分けて発行された冊子であり、文部省の刊行物であった。その内容には、学校や教師が教育計画を立てる際の手引きという性格が与えられていた。1958（昭和33）年に学校教育法施行規則が一部改正され、この年、まず小学校学習指導要領・中学校学習指導要領が官報告示の形式で発表された。文部省はこの変化を、教育課程編成に関して国の定める基準としての性格を明確にしたと説明した。戦後教育史の最も重要な一つの転換点であった。1960年の高校学習指導要領は、この小・中学校の方式を踏襲したものであった。

60年改訂の高校学習指導要領の特殊性

1960年に改訂された高校学習指導要領がしめした高校教育課程の構造は、いくつかの重要な改訂点をふくんでおり、そのなかには高校教育課程史上、前後に例を見ない問題点もふくまれていた（表2参照）。

第1に、必修制*の教科・科目の種類や単位数を、普通科、職業学科、その他の学科それぞれについて別個に定めたことが注目される（表2では、その他の学科は省略した）。普通科と職業学科との必修制の科目・単位数の違いは、国語、社会、数学、理科、保健体育、外国語の6教科に及んでいる。このような方式は、どの学科に学んでも等しく高校教育であるとみなすための、高校教育の共通性の土台を掘りくずす危険をはらんでいた。

*ここでいう必修制、選択制は、学習指導要領レベルのそれである。個々の学校は、学習指導要領が選択制と指定した科目の中からいくつかを自校の必修制科目とする場合が多い。このため生徒からみた必修制の教科・科目は、学習指導要領が必修と指定したものより多くなる。

第2に、普通科については、国語、社会、数学、

表2 1960年改訂の高校学習指導要領における必修制の教科・科目と単位数

教科	普通科		職業学科	
	必修単位数		必修単位数	
国語	現代国語 7 } 古典乙Ⅰ 5 } (特別な場合) (古典甲 2) 〔古典乙Ⅱ 3〕	12 (9)	現代国語 7 } 古典甲 2 } 又は } 古典乙Ⅰ 5 } 〔古典乙Ⅱ 3〕	9・12 2・5
社会	倫理・社会 2 } 政治・経済 2 } 日本史 3 } 世界史 A 3 } 又は } 世界史 B 4 } 地理 A 3 } 又は } 地理 B 4 }	3・4 } 13~15	倫理・社会 2 } 政治・経済 2 } 日本史 3(2) } 世界史 A 3(2) } 又は } 世界史 B 4 } 地理 A 3(2) } 又は } 地理 B 4 }	うち1科目 } 3(2)・4 } 3(2)・4 } 10(8)~12
数学	数学Ⅰ 5 } 数学ⅡA 4 } (特別な場合2) 又は } 数学ⅡB 5 } 〔数学Ⅲ 5〕	9・10 (7)	数学Ⅰ 5 } 数学ⅡA 4 } (特別な場合2) 数学ⅡB 5 } 応用数学 6 } (特別な場合3)	9(7)・10・11 うち1科目
理科	物理 A 3 } 又は } 物理 B 5 } 化学 A 3 } 又は } 化学 B 4 } 生物 4 } (特別な場合3) 地学 2 }	3・5 } 3・4 } 12~15 (11)	物理 A 3 } 又は } 物理 B 5 } 化学 A 3 } 又は } 化学 B 4 } 生物 4 } (特別な場合3) 地学 2 }	3・5 } 3・4 } うち2科目以上 6
保健体育	体育 9 } (女子 7) } 保健 2 }	11 (9)	体育 7 } 保健 2 }	9
芸術	音楽Ⅰ 1 } 美術Ⅰ 1 } 工芸Ⅰ 1 } 書道Ⅰ 1 }	うち1科目 2	音楽Ⅰ 2 } 美術Ⅰ 2 } 工芸Ⅰ 2 } 書道Ⅰ 2 }	うち1科目 2 (特別な場合1)
外国語	英語 A 9 } 英語 B 15 } ドイツ語 15 } フランス語 15 }	うち1科目 9 (特別な場合3)	英語 A } 英語 B } ドイツ語 } フランス語 }	うち1科目 9 (特別な場合3)
家庭	女子に「家庭一般」 4 (特別な場合 2)		女子に「家庭一般」 2~4単位 履修させることが望ましい。	
必修単位数計	(特別な場合をのぞく)	68~74 (女子70~76)	(特別な場合をのぞく)	54~61

〔 〕内は、必修の対象とならない科目。

理科、外国語といういわゆる普通教科に属する科目については、国語の古典乙Ⅱ、数学の数学Ⅲと応用数学をのぞいて、すべて必修とされていることが注目される。——A科目を選ぶかB科目を選ぶかという選択の余地はあるが。

文部省が大学入試の学力検査科目の指定制を公認したのは、普通科では国語、社会、数学、理科、外国語のほとんどすべての科目が必修制となっていることを前提としていたからだと思われる。普通科に関する限り、どの科目を出題しても不都合はない筈だというわけである*。他方、職業学科では必修科目はずっと少ないから、職業学科の生徒は高校で学習していない科目で受験しなければならぬ場合が生じ得るわけである。

*なお国語、社会、数学、理科に属する科目のうちで普通科の必修科目となっていない古典乙Ⅱ、数学Ⅲ、応用数学のうち、普通科のいわゆる文系コースなら履修させるであろう古典乙Ⅱ、理系コースなら履修させるであろう数学Ⅲを出題することは認められている。応用数学は、実質的には職業学科用の科目であり、普通科で開設されることは滅多にない。

第3には、社会、数学、理科、外国語の若干の科目にA、Bの区分を設けたことが注目される。このA、Bの区分は、たんに単位数の違いだけではなく、B科目は「能力」のある生徒が学ぶべきいわゆるアカデミックな科目、A科目は日常生活に結びついた平易な科目だと解説されていた（くわしくは、拙著『高校教育の展開』220～222ページ参照）。しかし現実には普通科ではB科目を、職業学科ではA科目を履修させるのが一般的であった。

その他の若干の特徴を整理しておく。

まず各教科に属する科目の数がふえている（国語3→4、社会4→7、数学4→5、理科4→6、英語1→2）。科目数増加の大半は前述したA、B科目の種別化によるものである。文部省は、科目の種類が多様化したため、自由選択制ではなくいくつかの科目をセットにしたコースを選択させる方式を推奨した。現実には、大学入試の学力検査科目を軸としたコース制が急速にひろがった。

また、高校で外国語が必修とされたのは、40余年の高校の歴史のなかで、この60年改訂だけである（中学校では、外国語は現在に至るまで一貫して選択制である）。しかし現実には、この時期に限らず、ほとんどすべての高校は外国語を必修として課している。現実との関係でいえば、学習指導要領が外国語を選択制としている理由の方がむしろはっきりしない。

女子に対する「家庭一般」の準必修化も重要な改訂であった。旧制高等女学校では「家事」「裁縫」は必修で、教育課程上重要な位置が与えられていた。戦後の高校では「家庭科」は選択制教科とされ、自由選択制のもとでは女生徒も家庭科の科目を選択しないことが家庭科教師の悩みとなっていた（このため女子に必修としていた学校もあった）。文部省はいわばこの悩みと不満を利用して、「女らしさ」は新時代でもやはり必要だとして女子にのみ「家庭一般」を準必修化するに至ったのである。このため、普通科では体育の単位数に男女差が生ずることになった。

「家庭一般」の女子準必修化は、性役割分業を固定化することをとおして女子を差別的に扱うこととしたわけであったが、これは、普通科と職業科との差別的扱いとともに、この60年改訂の性格を象徴していたといえる。